

平成 3 0 年度第 3 回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	平成 3 0 年度第 3 回津市公契約審議会
2 開催日時	平成 3 1 年 2 月 2 1 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 4 0 分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4 階庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌 (会長)、奥田 正治 (副会長)、田邊 三郎、 辻岡 利宏、橋本 正治、村山 篤 (事務局) 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 奥田寛次 調達契約担当参事 (兼) 公共工事総合評価担当参事・調達 契約課長 家城寛 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当主幹 岩城孝 物品調達契約担当副主幹 伊藤良成 工事契約担当副主幹 岡本慎哉 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 労働報酬下限額の試行について ア 業務委託の試行について イ 建設工事の労働報酬下限額の試行について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	なし
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・ 議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂
きまして、誠にありがとうございます。

 それでは、第3回津市公契約審議会を開催させていただきますが、
会議に先立ちまして総務部長の荒木より一言御挨拶を申し上げます。

部長 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中をお集まりいただき、ご苦勞様で
す。前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきます
ようお願いいたします。

 なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」
に基づき公開としております。

 それでは、議事を進めてまいります。「事項書1 労働報酬下限額
の試行について（1）業務委託の試行状況について」ですが、まず事
務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。業務委託の試行状況について説明します。

 （資料1（1）－1津市公契約条例労働状況台帳（業務委託用）及び
資料1（1）－2平成30年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行
に伴う事務量等に係るアンケート集計結果に基づき、業務委託の試行
状況について説明）

 ＜概要＞

 ・提出された労働状況台帳により、試行案件に従事する全労働者は、
労働報酬下限額（1時間当たり860円）を上回る賃金が支払われていることを確認した。

 ・受注者、受注関係者（下請業者、再委託業者等）に対して行ったア
ンケートの結果、公契約条例について理解は得られているものの、労
働状況台帳の作成に係る事務量が多いという意見があったため、今後
事務量が軽減できるよう労働状況台帳の様式の見直し等を検討する。

 ・今回のアンケートで一部の受注者等から業種ごとに労働報酬下限額
を設定することや労働報酬下限額が低すぎるという意見があったが、
業務委託にあっては多種多様な業務が存在することから、平成31年
度も今年度と同様労働報酬下限額は津市職員初任給（高卒）を勘案し
た額に設定することとし、職種別の設定は行わない。

会長 では、業務委託の試行状況について、何か御質問はありませんか。

委員 この業務委託の職種は何ですか。単純な業務なのでしょうか。

事務局 職種については施設の保守点検業務です。専門的な知識・技能が必

要な業務になります。

委員 労働状況台帳の所定時間内のb欄の全ての労働に係る労働時間数というのは市が想定した業務時間なのでしょうか。

事務局 これは事業者側からの申告で、1ヶ月当たりの労働者の総労働時間になります。そのうち、対象公契約に従事した労働時間数は労働状況台帳のc欄になります。

委員 労働報酬の額（公契約分）の欄に記載された金額が、津市が設定した労働報酬下限額ですか。

事務局 労働状況台帳のNo.1の労働者で説明しますと、公契約に係る労働時間数が152時間ですので、152時間に労働報酬下限額である860円を掛けた130,720円が設定した労働報酬下限額の総額になります。

なお、実際に支払われた総労働報酬額は、労働状況台帳g欄の労働報酬の算定対象の額のとおり381,900円になります。そのうち、公契約分の労働報酬は総労働時間160時間中152時間が公契約に従事していることから、総労働報酬額から按分すると、f欄のとおり362,805円となります。これにより、当該労働者は本市設定の労働報酬下限額を上回っていることがわかります。同様に他の労働者も労働報酬下限額を上回っています。

委員 よくわかりました。

委員 この業務全体では何名の労働者が働いていますか。

事務局 25名程度です。

会長 ほかにございますか。

なければ「事項書1 労働報酬下限額の試行について（2）建設工事の労働報酬下限額の試行について」に移ります。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい。議長。建設工事の労働報酬下限額の試行について説明させていただきます。

建設工事の労働報酬下限額の試行について、過去2回の審議会において、御審議をいただいておりますが、現在、試行に用いる下限額の基準の設定には至っておりません。

過去の審議会では事務局案として公共工事設計労務単価を基準とすることを提案させていただきましたが、設計労務単価は設計書を作成するために用いられるものであり、下限額の基準として適当である

という御意見がある一方、設計書から労務費が読み取れる部分と読み取れない部分があることについては基準としてふさわしくないのではという御意見もあります。

事務局としましては下限額の基準についての検討は非常に重要なことであると考えますので、全ての委員がある程度以上納得いただいた額をもって下限額の基準とすることが望ましいと考えています。一方で試行を通じて労働状況台帳の提出等、発注者、受注者双方の事務負担等に係る事務についても検証を行う必要があるものと考えており、また、試行により提出される労働状況台帳を通じて、労働者に支払われる実際の賃金を把握することもでき、今後の下限額の基準を検討する上で参考になるものとも考えます。

そこで、事務局としましては、下限額の基準についての御審議を引き続きお願いする中で、試行については一旦、三重県最低賃金（８４６円）を下限額に設定し、試行を行うことを提案させていただきます。

今回の試行の目的は下限額の基準の設定ではなく、あくまでも労働状況台帳の提出等の事務手続きについて検討することにあるとともに、今後、全ての試行について最低賃金を採用するというわけではなく、試行を通じて得られる各業種ごとの実賃金のデータを下限額の基準の検討にも活かしていこうとするものです。

それでは、労働状況台帳の提出等の具体的な事務手続きについては、説明員より説明いたします。

事務局

（資料ア 労働環境の確保に係る誓約事項、資料イ 労働環境の確保に係る誓約書、資料ウ 労働報酬下限額試行に係る事務の流れ、資料エ 労働状況台帳（建設工事用）に基づき、労働状況台帳提出に係る事務について説明）

<概要>

- ・受注者（元請）は、津市との契約締結時に労働環境確保に係る誓約事項を契約書内に綴じ込む。
- ・受注関係者（下請等）は、下請契約締結時に労働環境の確保に係る誓約書を提出する。
- ・受注者は受注関係者分の労働状況台帳を取りまとめの上、津市へ提出する。
- ・労働状況台帳の様式は業務委託とほぼ同様であるが、職種を記載する必要がある。
- ・違反へのペナルティは受注者が労働状況台帳を提出する意思がない場合及び労働報酬下限額以上の賃金を支払わない場合など悪質な場合に限定する。また、受注関係者が違反した場合、受注者は連帯責任を負わないこととして、試行を行いたい。

会長

建設工事の労働報酬下限額の試行について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員 今回は試行なので、全ての案件が対象ではないと思いますが、どういった案件を試行対象とする予定ですか。

事務局 件数は未定ですが、労働状況台帳提出に係る事務負担の検証を行いたいと思いますので、第1回の審議会で申し上げたとおり3～5件程度の試行を考えています。

委員 予定価格はどの程度の案件を考えていますか。

事務局 3, 000万円以上の工事を考えています。

委員 試行により実賃金のデータが得られるとの話ですが、単価が知りたいのであれば、国交省等の賃金調査を活用すれば良いのではないのでしょうか。賃金調査は、国交省の委託を受けた調査会が行っています。

調査依頼が来ると受注者は下請業者に調査内容を説明して、賃金台帳、調書等を準備していただきますが、これは大変なことです。賃金調査は受注者と下請業者の事務担当者が調査会に調書、賃金台帳等を持参し確認を受けるわけです。津市も実態を知りたいければそういった所に賃金調査を委託すればいかがでしょうか。

また、労働報酬下限額はどの工事を対象にするのでしょうか。全ての工事を対象にするのか、何らかの基準を設けるのかを決めてから労働報酬下限額を設定しようとする流れが自然だと思います。調査対象を決めずに労働報酬下限額を先に決めるとするのは無理があるのではと思います。以前の審議会で話をしましたが、設計書の中で、「労務単価がいくらです」というのがわかれば、下限額を決めやすいのですが、それがわからない中で下限額を設定するのは無理があると思います。そういった問題点を整理してから試行するのが良いのではないのでしょうか。説明を聞いていますと、まず賃金を知りたいから先に試行をするというように思われます。

委員 今回の試行は、書類の流れや書類作成に係る事務量の把握など、金額調査だけが目的ではないと思います。

事務局 委員がおっしゃられたとおり国交省が行う労務単価の調査は標本数も多く、我々が試行案件で賃金を調査するより、精度が高いと思います。

金額の話が先に来ていますが、先に試行している業務委託において、「書類の作成に係る事務量が多い」、「労働者の名前を伏せて台帳を提出したい」というような当初想定していなかった様々な意見が出てきているところです。

まずは試行して問題点を洗い出し、条例の目的を達成でき、さらに事業者の負担の少なくなるような方法を検討していきたいと考えています。

委員 例えば、ある比較的単純な業務について「100人出してください」というようなものと、労務費の積算はわかりやすいと思いますが、請負は「何人出してください」という業務とは異なります。また、同じ職種であっても労働者ごとによりかなり能力差があるため、平均を取って労働報酬下限額をいくらと設定するのは難しいのではないのでしょうか。

とりあえず、最低賃金を労働報酬下限額として設定してやってみれば賃金の標本は集められると思うのですが、試行で集めたわずかな標本を元に労働報酬下限額をいくらにします、と決められますか。

委員 試行をやってみるというのは大切なことだと思います。

委員 やってみるというのはこういった形でやるのでしょうか。試行の際は小さな工事は除外されてしまうと思いますが、大きな工事になると1日で何百人もの労務者が就労しますが、そのような工事はどのように書類を提出させるのでしょうか。

委員 今回の試行における労働報酬下限額は最低賃金ということなので、労働報酬下限額を下回るということは最低賃金を下回っているということで違法になります。従って、試行すると全員労働報酬下限額以上の賃金が支払われているという結果になるかと思います。労働報酬下限額の対象工事を全ての案件とすると事業者側も負担が大きいのと思います。特に、専任の事務員を配置していないような小規模な事業者の場合は、労働報酬下限額に係る事務処理に対して不安を抱いていると思います。そこで、労働報酬下限額の対象工事の決定にあたっては小規模な事業者の入札参加が想定される予定価格1,000万円程度の比較的低額な工事は対象とせず、先行自治体の事例のように規模の大きな会社の入札参加が想定される予定価格が5,000万円以上や1億5,000万円以上の工事を対象とするのが良いと思います。

ただ、試行段階で、工事に関わる労働者の数が多くなる高額案件を試行対象とすると、発注者・受注者共に事務慣れておらず、試行そのものがスムーズにできない可能性もあることから、最初は比較的low案件で試行しておいて、実際にスタートするときは高額な案件でスタートしてはいかがでしょうか。やはり、全工事が労働報酬下限額の対象というのは、事業者側の負担が大きいのと思います。

委員 労働報酬下限額を定めず調査から始めてはどうでしょうか。

事務局 今回の試行は労働報酬下限額の設定による発注者、受注者双方の事務負担を検証することが主な目的です。

委員 労働報酬下限額を最低賃金とすればどの事業者も最低賃金以上の賃金を払っているはずなので問題は無いと思いますが、労働報酬下限額を最低賃金に定めることに意味はありますか。

先ほど説明のありました業務委託の調査で労働報酬下限額が860円に対し、その倍以上の賃金が支払われていましたが、労働報酬下限額を定めなくても単に総額でいくら払われているということがわかれば良いのではないのでしょうか。

委員

過去の審議会で建設工事に係る労働報酬下限額は設計労務単価の80%で行いたいという話があったと思いますが、それを適用せず、最低賃金で試行することとした経緯についても教えてください。

事務局

過去の審議会で試行を通じて発注者・受注者双方の事務負担を検証する際に何らかの労働報酬下限額を設定しないと検証ができないことから、他の自治体の事例を参考に一旦、設計労務単価を試行時の労働報酬下限額の基準として設定することを提案しましたが、試行であっても、「労務費が設計書から読み取れるものと読み取れないものがあるなら設計労務単価を労働報酬下限額の基準として定めることはふさわしくないのではないか」という御意見もありました。そこで、労働報酬下限額の基準の設定については今後も引き続き御審議いただくこととする一方で、最低賃金を労働報酬下限額の基準として設定することにより試行自体は可能であると考え、今回の提案を行いました。

あくまでも、試行を通じて発注者・受注者双方の事務負担の検証を行うことが目的であり、この際、付加価値として実賃金の額の把握にもつながるものと考えました。

しかしながら、御指摘にもあるとおり提出された労働状況台帳の実賃金の情報から労働報酬下限額を決定しようとする膨大な数の標本の検証が必要となりますので、試行結果のみをもって実賃金から労働報酬下限額を設定することは困難と考えます。しかし、ある程度の傾向を探ることは可能ではないかと考えますので、数は少ないながらも実賃金を調査することには意味があることだと考えます。

あくまで、今回の試行は実際の事務が行えるかどうかを検証することが目的であって、何か課題が見受けられれば審議会で諮らせていただき、改善できるところは改善していくということが狙いです。

委員

今のご説明の範囲でなら試行するのは良いかと思いますが、何百人もの労働者が従事する場合、受注する経営者が試行に関する事務を理解していないといけませんね。それと、現在建設業は人手不足で最低賃金で募集しても人は集まりませんので、労働者は最低賃金を上回る賃金は支払われていると思います。最低賃金を労働報酬下限額に設定して試行を行えば全労働者が基準以上になるはずですが、試行することによって、このやり方は無理がある、正確性に欠ける、時間がかかりすぎる等といった問題点を検証していくということですね。

事務局

そのとおりです。

委員 ただ、試行案件を落札すると試行を断ることができないと思うので、事業者の事務負担ができる限り少なくなるようにしていただきたい。また、ペナルティの基準などについてはよく考えてほしいと思います。

委員 試行案件は当該工事が試行案件であることを公告に明示するというところでよろしいか。

事務局 委員御指摘のとおり、公告時に試行案件であることを明示いたします。また、労働状況台帳の提出については下請分も元請が集めるという事務負担が発生します。元請には労働状況台帳を集める努力はしていただくこととなりますが、努力はしたものの集めることができなかったことに対して直ちにペナルティを課すということは、少なくとも試行の段階では考えておりません。

委員 労働状況台帳の作成はできなくはないと思います。受注者が下請業者に労務単価調査について、津市から説明された内容を説明すると、「それでは請負になりません。工事金額を決めて労務単価いくらで払ってくださいというのは請負ではない」と答えが返ってきます。賃金が高騰している中、賃金が低ければペナルティが課せられるなら、支払賃金が基準値より高くなった場合には、契約金額にその賃金が反映できるように考えなければならぬと思います。
まず、運用をいかにするか考えてもらいたいです。運用面が決まれば後で金額を決めることも難しくないと思います。

事務局 条例の目的は、最低賃金ギリギリのところで働いている労働者を守ることです。この目的がある中で、意味の無い作業が増えてしまわないよう事務の方法について検討していきます。

最低賃金は当然支払われるべきものですので、わざわざ労働報酬下限額に定めなくても良いのではないかという考えもあるかもしれませんが、労働状況台帳作成事務量の検証のために定めさせていただくものです。

また、試行の際は公告に試行案件であることは明示しますが、工事の発注自体が少ない中、1件の工事を受注できるかどうかは事業者にとって死活問題ですので、「試行案件だから今回の入札は参加しない」という考えは無いと思われま。従って、事務が大変であっても落札はされると思います。落札後は下請に対し、試行の内容を説明いただくことになるかと思いますが、下請からすると「自分の会社の経営事項である労働者の賃金について口出しされている」と感じる可能性もあります。他にも試行の際には様々な問題が起きると思いますが、アンケートを重視して問題点を洗い出していって、審議会に諮っていきたいと考えていますので、まずは少ない件数であっても試行を進めて行きたいと考えています。

事務局

最低賃金以上を支払うのは当然のことであるので、試行をする意味があるのかという御意見はごもっともではありますし、多くの労働者の労働状況台帳を作成することは大変だという御意見ももっともだと思いますが、そういった実態もアンケートを通じて生の声を聴いてみたいと思っております。まずは実態を把握し、労働報酬下限額に係る事務について委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。現在、労働報酬下限額の基準として何がふさわしいかが決まっていない段階では法定の最低賃金又は津市の高卒初任給を勘案した額で試行を行いたいと考えています。今後、労働状況台帳の提出が必要な労働者の範囲についても実態を把握し、皆さんの御意見を聞きながら進めていきますので、その点を御理解いただいて試行をさせていただければと思います。

会長

委員の皆様、いかがでしょうか。

委員

賛成です。

委員

試行して問題点を洗い出す必要があると思います。極端な話ですが、試行案件を発注しても応札者が無かったときにどうするのか、ということも考える必要がありますね。もし、全ての事業者が試行案件を避けてしまったら、労働報酬下限額の試行自体を見直すきっかけにもなるかと思えます。そのためには、やはり試しにやってみる必要があると思います。やってみて、受注者や受注関係者がどういった印象を持たれるのかということ把握する必要があります。業務委託でも事務量が多いなどの意見がありましたが、重層構造を取る建設工事ではもっと意見が出ると思えます。事務局がより良い運用を考えるためには、審議会の委員だけではなく、やはり実際に試行に係る事務を行った受注者等の意見も聴く必要があると思います。

ペナルティについては、元請は公告を理解した上で応札しているのでペナルティを課さないわけにはいかないと思いますが、下請が労働状況台帳の提出に協力できなかつたり期日までに提出できなかったときまでペナルティを課すのはいかがなものかと思えます。

労働状況台帳の提出について元請が取りまとめるとのことでしたが、各社で賃金の締日や支払日が異なる場合、労働状況台帳を取りまとめて提出できるのか疑問ですので、受注者等が混乱しないよう適切な提出時期を設定してもらいたいと思います。

試行であっても受注者等が試行をやりやすい方法を考えていただければと思います。

委員

労働報酬下限額を議論するために審議会を開催していますが、それだけではなく受注者等に対し、労働状況を確保するよう周知・徹底を行っていただきたい。ある程度の規模の会社は労働環境の確保はされていることかと思いますが、すべての事業者が労働環境の確保ができ

るよう発注者として指導するのが公契約条例の趣旨ではないかと思
います。

労働報酬下限額の話に戻りますが、労働単価は下請、孫請等となっ
ていくにつれ下がっていくことと思われますが、労働報酬下限額を下
回りかねない賃金の業者とは下請契約が締結できません。そのせいで、
下請業者、労務者の確保ができにくくなるのではと心配です。労働環
境の改善ということで労働報酬下限額を定めることは良いとは思いま
すが。

事務局 ありがとうございます。委員の御意見のとおり、公契約という労働報酬下限額が注目されがちですが、本来は労働者の労働環境を良くしていこうというものであります。例えば、賃金が比較的安くても福利厚生が充実していて、労働者が労働環境に満足している場合もあるかもしれませんし、逆に賃金が高くても業務内容が過酷で労働環境に満足していない場合も考えられます。労働報酬下限額だけではなく、労働者がより良い環境で働いてもらい、事業者も競争した上で受注し適正な利益を確保していただくと、それが結果として地域が潤うということにつながると考えています。

会長 事務局は、試行を実施するかどうかの決議は必要ないですか。

事務局 はい。

会長 それでは試行の方法については事務局にお任せするというので、一度やってみてはどうでしょうか。やってみた上で、試行結果に対し、各委員がそれぞれの立場で議論していけば良いと思います。

委員 第1回から審議をいただいているわけですが、実際にやっている人の声を聴いてみないとわからないことはあると思いますので、試行をやってみるべきかと思います。やらなければわからないものがたくさん出てくると思います。それに対して、どう対応するかというのは後の部分だと思います。審議も重ねてきましたので、そろそろ試行をしても良いかと思います。

事務局 事務局としては、労働状況台帳の提出対象や、提出期限等について難題を受注者に対して求めていくことはできませんので、事務の取り扱いについては十分に精査した上で、試行していきたいと思います。

委員 試行する場合、工事の内容において労務費が明確なものが対象なの
でしょうか。

会長 今回の試行は事務手続きの確認が目的ですので、試行するに当たり適切な案件を事務局が抽出するというので、了解いただければと思います。

委員 労働報酬下限額について検討するということは条例で決まっていることだとは思いますが、決まった後の話がわかりません。

委員 それはこれから審議をしてその中で問題点を浮き彫りにして、改善していかなければならないわけで、そのための最長5年の検討期間ですから。

委員 それなら試行をしていただいても結構ですが、私は、どのような形で事務を行うのかを示してから試行してはどうかと思います。

会長 各委員の意見も尊重しつつ、事務局の方で試行していただければと思います。

委員 建設工事と業務委託はまるで違います。委託に関しては、スムーズに進んでいますが、建設工事は複合単価で出ているものや、設計書から労務費が読み取れないものもたくさんありますので、試行に当ってはなるべく単純な工事を抽出していただければと思います。逆に災害復旧工事は試行に適さないと思います。

労働状況台帳の作成方法について、全ての下請に説明することを考えると大変な労力になりますので、試行案件の抽出については考えていただきたいと思います。

事務局 試行をするに当たっては様々な問題があります。試行をすると元請、下請、労働者にも負担があると思いますが、今後の審議に有用となるような案件を事務局で抽出させていただいて、試行を行いたいと思います。その上で、試行結果に基づく御審議をしていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

会長 それでは、建設工事に係る試行は委員の意見を尊重して案件を抽出した上で、試行を行ってください。

それでは、「事項書3 その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 はい議長。
報告案件になりますが、先ほど委員からも労働報酬下限額の議論だけではなく、適切な労働環境の確保も必要でないかとの御意見ありましたが、公契約条例では労働者から「賃金が支払われていない」等の労働環境についての申出を津市に行うことができます。その申出内容が法令に違反するようだと法令を所管する関係機関に通報するといった制度がございます。

これに関連しまして、最低賃金を下回る賃金が支払われているという情報が津市に寄せられた場合、津市は三重労働局に通報するのですが、この度、三重労働局から通報について協定を結んで制度化してい

こうという提案がありました。この提案は大変有意義な提案であると考えていますので、津市としても協定を結ぶことについて、前向きに検討してまいりたいと考えております。協議内容等について具体的に決まり次第改めて報告させていただきます。

会長 この報告について、御意見・御質問はありませんか。

委員 労働者からの通報ということでしたが、津市から事業者に対し、指導することはありますか。

事務局 公契約を締結する際には、関係法令を遵守すること等が記載された誓約書を契約書内に綴じ込んで契約していますので、受注者は当然関係法令を遵守を約束した上で契約しているものです。しかし、万が一賃金の未払い等の法令違反があれば、労働者は津市に対して申出をすることができる規定がございますので、申出があれば津市は関係機関へ通報するという制度があります。

委員 経営審査において、雇用保険の加入の有無などは審査されているかと思いますが、中には雇用保険や社会保険の未加入の事業者もありますので、今後そういった事業者への指導も必要なのかと思います。

会長 ほかに事務局から何かありますか。

（次回審議会の開催日程について提案）

・ 3月頃開催予定

次回の公契約審議会は3月開催とのことでよろしいでしょうか。

（意見無し）

会長 では、次回審議会は3月ということで、日時、場所及び詳細については後日事務局から連絡をしてもらうことといたします。

他にございますか。

特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

平成30年度第3回津市公契約審議会事項書

平成31年2月21日（木）午後2時00分

津市本庁舎4階 庁議室

1 労働報酬下限額の試行について

(1) 業務委託の試行状況について

(2) 建設工事の労働報酬下限額の試行について

2 その他

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託用)

平成30年 11月分

提出日 平成31年1月11日

契約名	津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点検整備業務委託	業者名	
契約(履行)期間	平成30年10月18日～平成31年3月31日	所在地	
作成年月日	平成31年1月10日	担当者名	
労働報酬の支払われるべき日	平成30年12月25日	電話番号	
労働報酬計算対象期間(月)	平成30年11月1日～平成30年11月30日	FAX	

凡例

労働報酬の
算定対象の額

基本給、最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当(勤務地手当、職務手当、住宅手当など)

<補助シート>

g、jを入力するとfが自動表示され、判定が表示されます。

※ 補助シートは提出して頂く必要はありません。

No	労働者氏名	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数	対象公契約に 係る労働時間数	算定労働時間	下限総額 (基準額)	労働報酬の額 (公契約分)	判定	按分率	労働報酬の 算定対象の額	労働報酬の 算定対象の額 (公契約分)	労働報酬の 算定対象外の額
		a	b	c	d	e=a×d	f			g	h	i
1		860	160	152	152	130,720	362,805	○	95.00%	381,900	362,805	0
2		860	160	152	152	130,720	321,290	○	95.00%	338,200	321,290	0
3		860	160	152	152	130,720	321,290	○	95.00%	338,200	321,290	0
4		860	160	152	152	130,720	292,410	○	95.00%	307,800	292,410	0
5		860	160	152	152	130,720	292,410	○	95.00%	307,800	292,410	0
6		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
7		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
8		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
9		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
10		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
11		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
12		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
13		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
14		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
15		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
16		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
17		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
18		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
19		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
20		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
21		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
22		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
23		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
24		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
25		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
26		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
27		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
28		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
29		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
30		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
31		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
32		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
33		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
34		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
35		860			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	

【平成30年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート集計結果】

※ 調査対象

受注者、受注関係者（下請業者、再委託業者）

※ 提出時期

受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内）

● 調査対象業者数

11者（受注者2者、受注関係者9者）

- ・ 試行対象契約A：3者（うち受注関係者2者）
- ・ 試行対象契約B：8者（うち受注関係者7者）

● 回答数

11者（受注者2者、受注関係者9者）

質問1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア 十分理解できている。	0	1	1
イ 概ね理解できている。	2	8	10
ウ あまり理解できていない。	0	0	0
エ 全然理解できていない。	0	0	0
合計	2	9	11

質問2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点がありますか。

(1) 台帳の様式について

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア ない	1	8	9
イ ある	1	1	2
合計	2	9	11

※「イ ある」と回答した業者からの意見等

- ・ 契約名称が長いため、枠内に収まらない。（対象契約Bの受注者）
- ・ 台帳は問題なし。書類作成が煩雑。（対象契約Bの受注関係者）

(2) 作成に係る事務量について

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア ない	1	8	9
イ ある	1	1	2
合計	2	9	11

※「イ ある」と回答した業者からの意見等

- ・ 提出書類の確認、書類作成方法など各社に説明する事務量が多い。（対象契約Bの受注者）
- ・ 書類作成の事務量を勘案していなかった為、事務処理量は増加した。（対象契約Bの受注関係者）

(3) 提出方法について

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア ない	1	9	10
イ ある	1	0	1
合計	2	9	11

※「イ ある」と回答した業者からの意見等

- ・ 提出時期がわかりづらかった。

質問3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。	2	4	6
イ 口頭により説明し周知している。	0	5	5
合計	2	9	11

(2) 労働者への周知について

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。	2	3	5
イ 個別に書面を交付し周知している。	0	6	6
合計	2	9	11

質問4 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア ない	2	9	11
イ ある	0	0	0
合計	2	9	11

質問5 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア 出していない	2	9	11
イ 出ている	0	0	0
合計	2	9	11

質問6 労働報酬下限額について、設定金額（平成30年度は860円）はいかがですか。

選択肢	回答数		合計
	受注者	受注関係者	
ア 高い	0	0	0
イ 低い	0	4	4
ウ 妥当	2	5	7
エ その他	0	0	0
合計	2	9	11

● **本アンケート調査の内容以外で受注者等から契約担当課に寄せられた意見等**

対象契約Aの受注関係者

- ・労働報酬下限額について、業種ごとに設定してはどうか。（設計労務単価を基にした金額など）
- ・今回の労働報酬下限額の設定金額は安すぎるのではないか。調査している意味がないのではないか。

対象契約Bの受注者、受注関係者（1者）

労働状況台帳について、氏名、労働報酬など、個人情報の問題があるため、提出したくない。

◎ アンケート結果について

本条例については概ね理解されていることが分かるものの、労働状況台帳の作成及び提出にあっては、作成に係る事務量が多いとの意見があったほか、提出について個人情報との関連性から一部の受注者等に難色を示されたが、再度、受注者に当該台帳の作成及び提出について、その目的や用途を説明した結果、全ての受注者等から当該台帳が提出された。このことは、本条例の制度について理解を得られたものであると考えます。しかしながら、今回の意見等を踏まえ、当該台帳作成及び提出に係る事務量の軽減や当該台帳の様式の見直しについて、検討したいと思います。

なお、本条例に関して労働者から受注者等に相談や問い合わせが無かったことについては、受注者等からの周知が十分なされているものと考えます。

また、労働報酬下限額の試行については、提出された当該台帳から、労働者には労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていると見て取れます。なお、一部の受注者等からは、設定を業種ごとにしてはどうか、設定金額が低すぎる、との意見があったものの、業務委託にあっては多種多様な業務が存在することから、次年度においても労働報酬下限額の設定基準については、市直営で職員が業務を行う場合を想定したとしても合理的であると言える「津市職員初任給（高卒）を勘案した額」としたい考えます。

公契約条例施行自治体における労働状況等の確認に係る台帳等の提出について

※ 契約（履行）期間が単年度の場合

No.	自治体名	労働報酬 下限額の 設定	台帳等の提出時期、提出方法及び回数				
			名称	提出回数	提出時期		提出方法
					工事	業務委託	
1	津市	試行中	労働状況台帳	2回	工事、業務委託共通 初 回：最初のひと月分の労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内 最終回：初回分を除くすべての台帳を、最後の当該対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内		受注者が取りまとめて提出
2	旭川市	なし	なし	-	-	-	-
3	岩手県	なし	賃金支払状況等報告書	県が別途指示	県が別途指示	県が別途指示	受注者が取りまとめて提出
4	花巻市	なし	賃金支払状況等報告書	必要に応じて市が要求	市が別途指示	市が別途指示	受注者が取りまとめて提出
5	秋田市	なし	労働環境評価台帳 （総合評価落札方式の対象となった工事等の場合のみ）	1回	対象工事の入札執行前	対象業務（測量及び建設コンサルタント）の入札執行前	総合評価落札方式の対象となった工事等の入札に参加しようとする者が提出
			労働台帳 （総合評価落札方式の対象となった工事等の場合のみ）	1回	契約締結後5日以内	契約締結後5日以内	総合評価落札方式の対象となった工事等の受注者
			賃金台帳又は支払を証する書類 （総合評価落札方式の対象となった工事等の場合のみ）	1回	工事が完了した日の属する月の翌月の末日	-	総合評価落札方式の対象となった工事等の受注者が提出
			1回	最初の支払について記載されたものを、契約締結日が属する月の翌々月の末日	-	総合評価落札方式の対象となった工事等の受注者が提出	
6	由利本荘市	なし	労働環境の状況が確認できる書面	必要に応じて市が要求	市が別途指示	市が別途指示	受注者又は下請業者が個々に提出
7	山形県	なし	なし	-	-	-	-
8	郡山市	なし	労働環境報告書	1回	契約締結日から14日以内	契約締結日から14日以内	受注者が取りまとめて提出
9	前橋市	なし	なし	-	-	-	-
10	草加市	あり	労働環境報告書	2回	工事、業務委託共通 第1回：履行開始後、労働賃金を最初に支払った月の翌月10日まで 第2回：履行期限後、労働賃金を最後に支払った月の翌月10日まで		受注者が取りまとめて提出
11	越谷市	あり	履行状況等報告書	2回	工事、業務委託共通 初 回：対象契約に係る賃金等を最初に支払った月の翌月10日まで 最終回：対象契約に係る賃金等を最後に支払った月の翌月10日まで（初回分を除くすべて）		受注者が取りまとめて提出
12	野田市	あり	労働者支払賃金報告書	工事：2回以内 業務委託：2回	施工期間等に応じて市が指定 ※適用労働者に変更がある場合などについては、報告書の作成や別に指示する場合あり	履行期間の中間期までの分：10月末まで 契約終了時までの分：翌年4月末まで	受注者が取りまとめて提出
13	我孫子市	あり	賃金等支払報告書	3回	工事、業務委託共通 第1回：履行開始日の属する月分を、開始月の翌々月の10日まで 第2回：開始月の翌月から履行期間の中間日の属する月まで分を、中間月の10日まで ※履行期間が6ヶ月以内の契約については報告不要 第3回：中間月の翌月から履行期間の末日の属する月分を、期限月の翌々月の10日まで ※履行期間が6ヶ月以内の契約については、開始月の翌月から期限月までの分		受注者が取りまとめて提出
14	千代田区	あり	労働台帳	2回	工事、業務委託共通 第1回：従事者等の従事開始日の属する月までの分について、従事開始月の翌々月の10日まで 第2回：履行期限後、履行期間中全ての月分について、履行期限の属する月の翌々月の10日まで		受注者が取りまとめて提出

公契約条例施行自治体における労働状況等の確認に係る台帳等の提出について

※ 契約（履行）期間が単年度の場合

No.	自治体名	労働報酬 下限額の 設定	台帳等の提出時期、提出方法及び回数				
			名称	提出回数	提出時期		提出方法
					工事	業務委託	
15	目黒区	あり	労働台帳	3回	工事、業務委託共通 第1回：最初の報酬を支払った月の翌月15日まで 第2回：履行期間の中間日が属する月の翌々月15日まで（従事開始月の翌月分から履行期間の中間日が属する月分の台帳） 第3回：最後の報酬を支払った月の翌月15日まで（第2回目までに提出した台帳を除いた分の台帳）		受注者が取りまとめて提出
16	世田谷区	あり	労働条件確認帳票（チェックシート）	必要に応じて区が要求	区が別途指示	区が別途指示	受注者のみ提出
17	渋谷区	あり	労働台帳	3回	工事、業務委託共通 第1回：対象契約に係る賃金等を最初に支払った月の翌月7営業日まで 第2回：履行期間の中間日の属する月の翌々月7営業日まで 第3回：対象契約に係る賃金等を最後に支払った月の翌月7営業日まで ※第2回目以降は、前回までに提出した台帳の再提出不要		受注者が取りまとめて提出
18	足立区	あり	労働条件審査チェックシート	1回（区が送付）	当該チェックシート受領後、概ね10日以内	当該チェックシート受領後、概ね10日以内	受注者が提出
			労働台帳	2回	第1回：履行期限の中間日が属する月まで分について、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日まで 第2回：履行期限到来月の翌々月の10日まで ※第2回目以降は、前回までに提出した台帳の再提出不要	4月分から9月分：11月10日まで 10月分から翌年3月分：翌年5月10日まで	受注者が取りまとめて提出
19	江戸川区	なし	なし	-	-	-	-
20	日野市	あり	労働台帳	2回	第1回：対象契約に係る賃金等を最初に支払った月の翌月10日まで 最終回：対象契約に係る賃金等を最後に支払った月の翌月10日まで ※第2回目以降は、前回までに提出した台帳の再提出不要	-	受注者が取りまとめて提出
21	多摩市	あり	労働台帳	3回	工事、業務委託共通 第1回：契約月の属する月分を、契約月の属する月の翌々月の10日まで 第2回：履行期限の中間日の属する月までの分を、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日まで 最終回：履行期限到来後、履行期間中全ての月分を、履行期限到来月の翌々月の10日まで ※第2回目以降は、それまでに経過した月分全てを提出		受注者が取りまとめて提出
22	国分寺市	あり	労働者支払賃金報告書	3回	工事、業務委託共通 契約締結後：契約締結日の翌日から1ヶ月以内 契約中間期：中間期となる月の直前の賃金支払い日分を、中間期に当たる月の15日まで 完了検査時（履行確認時）：完了検査や完了報告書等を提出する日の前で最も近い賃金支払い日分を、完了検査や完了報告書等を提出するときと同時		受注者が取りまとめて提出
23	川崎市	あり	作業報酬台帳	3回	工事、業務委託共通 第1回：契約締結後、1ヶ月を経過した後にくる最初の作業報酬の支払期日が到来した月の末日後7日以内 第2回：履行期限の中間日が属する月の翌月の末日後7日以内 最終回：履行期限到来後、最後の作業報酬の支払い期日が到来した月の末日後7日以内 ※末日後7日間は、土日祝を除いて計算する。		受注者が取りまとめて提出
24	相模原市	あり	労働状況台帳	2回	工事、業務委託共通 初回：契約締結後、対象労働者が存在するひと月分の労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内 最終回：履行期限後、初回分提出後のすべての台帳を、最後の当該対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払		受注者が取りまとめて提出

公契約条例施行自治体における労働状況等の確認に係る台帳等の提出について

※ 契約（履行）期間が単年度の場合

No.	自治体名	労働報酬 下限額の 設定	台帳等の提出時期、提出方法及び回数				
			名称	提出回数	提出時期		提出方法
					工事	業務委託	
25	厚木市	あり	労働状況台帳	2回	工事、業務委託共通 【履行期間又は指定期間が6ヶ月以内の場合】 第1回：労働の対価の最初の支払日が属する月の翌月10日まで 第2回：労働の対価の最後支払日が属する月の翌月10日まで ※提出期日が土日祝の場合は、直後の営業日とする。		受注者が取りまとめ て提出
				3回	工事、業務委託共通 【履行期間又は指定期間が6ヶ月超2年以下の場合】 第1回：労働の対価の最初の支払日が属する月の翌月10日まで 第2回：履行期間又は指定期間の中間日が属する月の翌月10日まで 第3回：労働の対価の最後支払日が属する月の翌月10日まで ※提出期日が土日祝の場合は、直後の営業日とする。		受注者が取りまとめ て提出
26	長野県	なし	なし	-	-	-	-
27	加賀市	なし	なし	-	-	-	-
28	岐阜県	なし	なし	-	-	-	-
29	大垣市	なし	労働条件チェックシート	1回	契約締結後速やかに	契約締結後速やかに	受注者のみ提出
30	高山市	なし	労働環境報告書	1回	契約の日から7日以内	契約の日から7日以内	受注者が取りまとめ て提出
31	愛知県	なし	労働環境報告書	1回	契約締結後速やかに	契約締結後速やかに	受注者が取りまとめ て提出
			賃金単価及び報酬単価の報告	1回	工事着手後3ヶ月を経過する日まで	業務着手後3ヶ月を経過する日まで	受注者が取りまとめ て提出
32	豊橋市	あり	労働環境確認書	1回	契約締結後7日以内	契約締結後7日以内	受注者のみ提出
33	碧南市	なし	労働環境報告書	1回	契約締結後7日以内	契約締結後7日以内	受注者が取りまとめ て提出
34	豊川市	あり	労働環境確認書	1回	契約締結後7日以内	契約締結後7日以内	受注者のみ提出
35	尾張旭市	なし	労働条件報告書	1回	契約締結後速やかに	契約締結後速やかに	受注者が取りまとめ て提出
36	大府市	なし	なし	-	-	-	-
37	四日市市	なし	労働環境チェックシート	1回	契約締結後速やかに	契約締結後速やかに	受注者が取りまとめ て提出
38	京都市	なし	遵守状況報告書	1回	契約締結後2ヶ月以内	契約締結後2ヶ月以内	受注者が取りまとめ て提出
39	向日市	なし	なし	-	-	-	-
40	尼崎市	なし	なし	-	-	-	-
41	三木市	あり	労働状況台帳	3回	工事、業務委託共通 第1回：契約月の属する月分を、契約月の属する月の翌々月の10日まで 第2回：履行期限の中間日が属する月までの分を、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日まで 第3回：履行期限到来後、履行期間内全ての月分を、履行期限到来月の翌々月の10日まで ※2回目以降は、前回までに提出した台帳の提出は不要		受注者が取りまとめ て提出

公契約条例施行自治体における労働状況等の確認に係る台帳等の提出について

※ 契約（履行）期間が単年度の場合

No.	自治体名	労働報酬 下限額の 設定	台帳等の提出時期、提出方法及び回数				
			名称	提出回数	提出時期		提出方法
					工事	業務委託	
42	加西市	あり	労働状況台帳	工事：3回 業務委託：2回	第1回：契約月の属する月分を、契約月の属する月の翌々月の10日まで 第2回：履行期限の中間日の属する月までの分を、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日まで 最終回：履行期限到来後、履行期間中全ての月分を、履行期限到来月の翌々月の10日まで ※第2回目以降は、前回までに経過した月分全てを提出	4～9月分：11月10日まで 10～翌年3月：翌年度5月10日まで	受注者が取りまとめて提出
43	加東市	あり	労働台帳	工事：3回 業務委託：2回	第1回：契約月の属する月分を、契約月の属する月の翌々月の10日まで 第2回：履行期限の中間日の属する月までの分を、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日まで 第3回：履行期限到来後、履行期間中全ての月分を、履行期限到来月の翌々月の10日まで ※第2回目以降は、前回までに提出した月分を除いた全てを提出	4～9月分：11月10日まで 10～翌年3月：翌年度5月10日まで	受注者が取りまとめて提出
44	奈良県	なし	事業者別賃金支払状況等報告書	2回	工事、業務委託共通 県が賃金支払状況等を作成する月、提出する期間等を指定 初回：事業開始日から3ヶ月を経過する日の属する月分を、作成月の翌月中 2回：初回作成月から6ヶ月を経過する日の属する月分を、作成月の翌月中		受注者が取りまとめて提出
45	大和郡山市	なし	賃金支払い状況等報告書	2回	工事、業務委託共通 市が賃金支払状況等を作成する月、提出する期間等を指定 初回：事業開始日から3ヶ月を経過する日の属する月分を作成月の翌月中 2回：初回作成月から6ヶ月を経過する日の属する月分を作成月の翌月中		受注者が取りまとめて提出
46	丸亀市	なし	なし	-	-	-	-
47	高知市	あり	労働台帳	1回	工事、業務委託共通 【履行期間6か月以下の場合】 契約日の属する月（契約月）から履行期間の完了日が属する月（完了月）までの分を完了月の翌々月の10日まで		受注者が取りまとめて提出
				2回	工事、業務委託共通 【履行期間が6ヶ月超18ヶ月以下の場合】 第1回：契約日の属する月から履行期間の中間日が属する月（中間月）までの分を、中間月の翌々月の10日まで 第2回：中間月の翌月から履行期間の完了日が属する月までの分を、完了月の翌々月の10日まで		受注者が取りまとめて提出
48	直方市	あり	労務台帳	3回	工事、業務委託共通 第1回：契約日の属する月分を、契約日が属する月の翌々月の10日まで 第2回：契約日の属する月の翌月分から履行期間の中間日の属する月分を、履行期間の中間日が属する月の翌々月の10日まで 第3回：履行期間の中間日の属する月の翌月分から履行期間の末日の属する月分を、履行期間の末日が属する月の翌々月の10日まで		受注者が取りまとめて提出
49	沖縄県	なし	なし	-	-	-	-

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の試行について
 - (1) 試行対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。
 - (2) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。
 - (3) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。
 - (4) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。
 - (5) 受注者は、受注関係者の誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。
 - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル【工事版】（事業者、労働者用）に基づき、適切に履行すること。
 - (7) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
 - (8) 対象契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、当該試行にについて周知を徹底するとともに、労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

様

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

印

労働環境の確保に係る誓約書

貴社と×××××工事に関する契約を締結するに当たり、津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

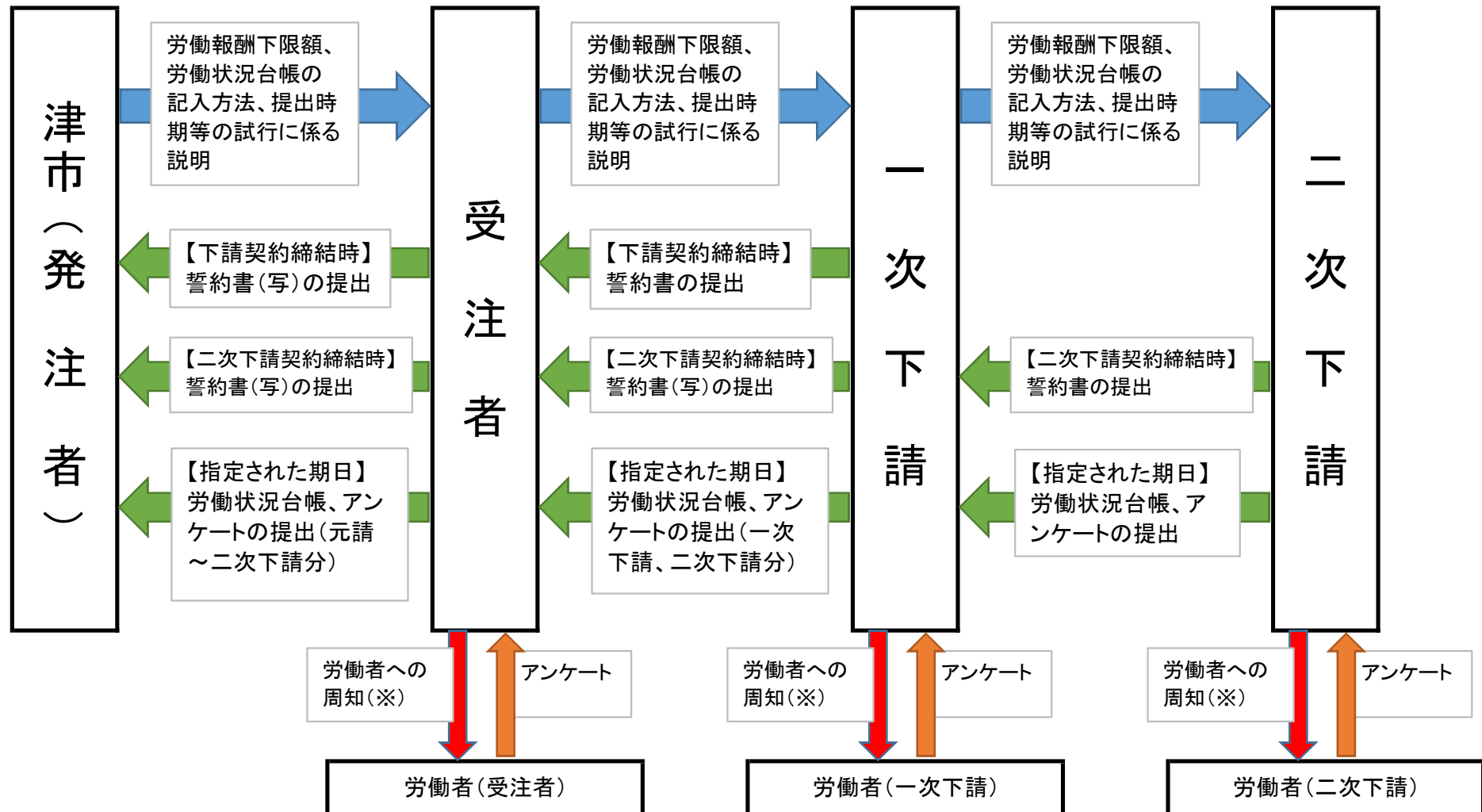
また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の試行について
 - (1) 受注者は、試行対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。

- (2) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。
- (3) 貴社が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。
- (4) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル【工事版】（事業者、労働者用）に基づき、適切に履行すること。
- (6) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
- (7) 対象契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、当該試行について周知を徹底するとともに、労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。

- 労働報酬下限額試行に係る事務の流れ
(契約締結までの流れ)
- ①公告(労働報酬下限額試行案件であること及び労働報酬下限額を明示)
 - ②事業者は労働報酬下限額試行案件であることを了解の上、入札に参加
 - ③開札～契約締結



※労働者への周知内容…労働報酬下限額の提示、周知文書の配布及び内容説明、労働状況台帳を提出することについての同意等

津市公契約条例労働状況台帳(建設工雇用)

平成31年 月分

提出日

契約名	平成〇〇年度××××工事	業者名	株式会社▲▲▲▲
契約(履行)期間	平成30年4月10日～平成31年2月28日	所在地	津市□□町●●番地●
作成年月日	平成30年6月1日	担当者名	○○○○○
労働報酬の支払われるべき日	平成30年5月10日	電話番号	059-XXX-XXXX
労働報酬計算対象期間(月)	平成30年4月1日～平成30年4月30日	FAX	059-XXX-XXXX

凡例

労働報酬の 算定対象の額	基本給、最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当(勤務地手当、職務手当、住宅手当など)
-----------------	---

<補助シート>

g、hを入力するとfが自動表示され、判定が表示されます。

No	労働者氏名	職種	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数	対象公契約に 係る労働時間数	算定労働時間	下限総額 (基準額)	労働報酬の額 (公契約分) f	判定	按分率	労働報酬の 算定対象の額 g	労働報酬の 算定対象の額 (公契約分) = f	労働報酬の 算定対象外の額 h
			a	所定時間内 b	所定時間内 c	d	e=a×d						
1	津市 太郎	普通作業員	846	160	100	100	84,600	187,500	○	62.50%	300,000	187,500	30,000
2	A	軽作業員	846	100	100	100	84,600	150,000	○	100.00%	150,000	150,000	20,000
3	B	軽作業員	846	80	80	80	67,680	130,000	○	100.00%	130,000	130,000	10,000
4	三重 花子	交通誘導警備員B	846	40	20	20	16,920	25,000	○	50.00%	50,000	25,000	5,000
5			846				0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
6			846				0	#DIV/0!	**	#DIV/0!		#DIV/0!	
7							0	#DIV/0!	**	#DIV/0!		#DIV/0!	
8							0	#DIV/0!	*	#DIV/0!		#DIV/0!	
9			846				0	#DIV/0!	*	#DIV/0!		#DIV/0!	
10			846				0	0		#DIV/0!		#DIV/0!	
11			846				0	0		#DIV/0!		#DIV/0!	
12			846				0	0		#DIV/0!		#DIV/0!	
13			846				0	0		#DIV/0!		#DIV/0!	
14			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
15			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
16			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
17			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
18			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
19			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
20			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
21			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
22			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
23			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
24			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
25			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
26			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
27			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
28			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
29			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
30			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
31			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	
32			846				0	0	***	#DIV/0!		#DIV/0!	

公契約条例の対象
となる労働者の氏名
を入力します。

職種を入力します。

所定時間内b: 所定時間
内における総労働時間
を入力します。
所定時間内c: 所定時間
内bのうち、公契約
対象業務委託に従事した
総労働時間を入力します。

<判定>
自動表示されます。
e≤f なら ○
e>f なら ×

労働報酬下限額算定対象
外のものはこちらに入
力してください。